

インクルーシブ教育システム研修会



すべては子供たちのために！

千葉県教育庁教育振興部
特別支援教育課

【本日の流れ】

- 1 障害者施策に関する国の動向・就学制度の改正
- 2 インクルーシブ教育システムの構築と合理的配慮の提供に関するQ&A
(<予想>○×の記入 → 解説)

【 休 憩 】

- 3 特別支援教育の推進と管理職の重要性

障害者施策に関する国の動向(1)

(1) 平成18年12月：国連総会で「障害者の権利に関する条約」を採択

○障害者の人権・基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するための措置等を規定

◆障害に基づくあらゆる差別(合理的配慮の否定を含む)の禁止

◆障害者が社会に参加し、包容されることを促進 等

(教育分野)インクルーシブ教育システムの理念、合理的配慮の提供など

(2) 平成19年4月：特別支援教育の本格的実施(「特殊教育」から「特別支援教育」へ)

○盲・聾・養護学校から「特別支援学校」へ

○特別支援学校のセンター的機能 ○小中学校等における特別支援教育 等

(3) 平成19年9月：「障害者の権利に関する条約」に日本が署名

(4) 平成23年8月：「障害者基本法」の改正

(教育分野)○十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り共に教育を受けられるように配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実

○本人・保護者の意向を可能な限り尊重

○交流及び共同学習の積極的推進(H16～)

障害者施策に関する国の動向(2)

- (5) 平成24年7月：「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」
(中央教育審議会初等中等教育分科会特別委員会)
- 就学相談・就学先決定のあり方
 - 合理的配慮・基礎的環境整備
 - 多様な学びの場、学校間連携、交流及び共同学習
 - 教職員の専門性の向上
- (6) 平成25年6月：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法）」の制定
- 差別の禁止
 - 合理的配慮提供の法的義務(事業所は努力義務)
- (7) 平成25年9月：学校教育法施行令の一部改正
- 就学制度の改正 → 「認定就学」制度の廃止、総合的判断、柔軟な転学
- (8) 平成26年1月：「障害者の権利に関する条約」批准

特別支援教育の推進について(通知)<19文科初第125号 平成19年4月1日>

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)から <平成24年7月23日>

インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み(以下略) (P4)

共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づく、インクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。(P5)

共生社会の形成

障害のある子どもに関する制度の変遷

昭和22年～平成18年

特殊教育制度

障害の種類や程度に応じて特別な場を用意

平成19年～

特別支援教育制度

一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援
発達障害も含めすべての学校で

今 後

インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障害者の能力の最大限度までの
発達等を目指し共に学ぶ仕組み

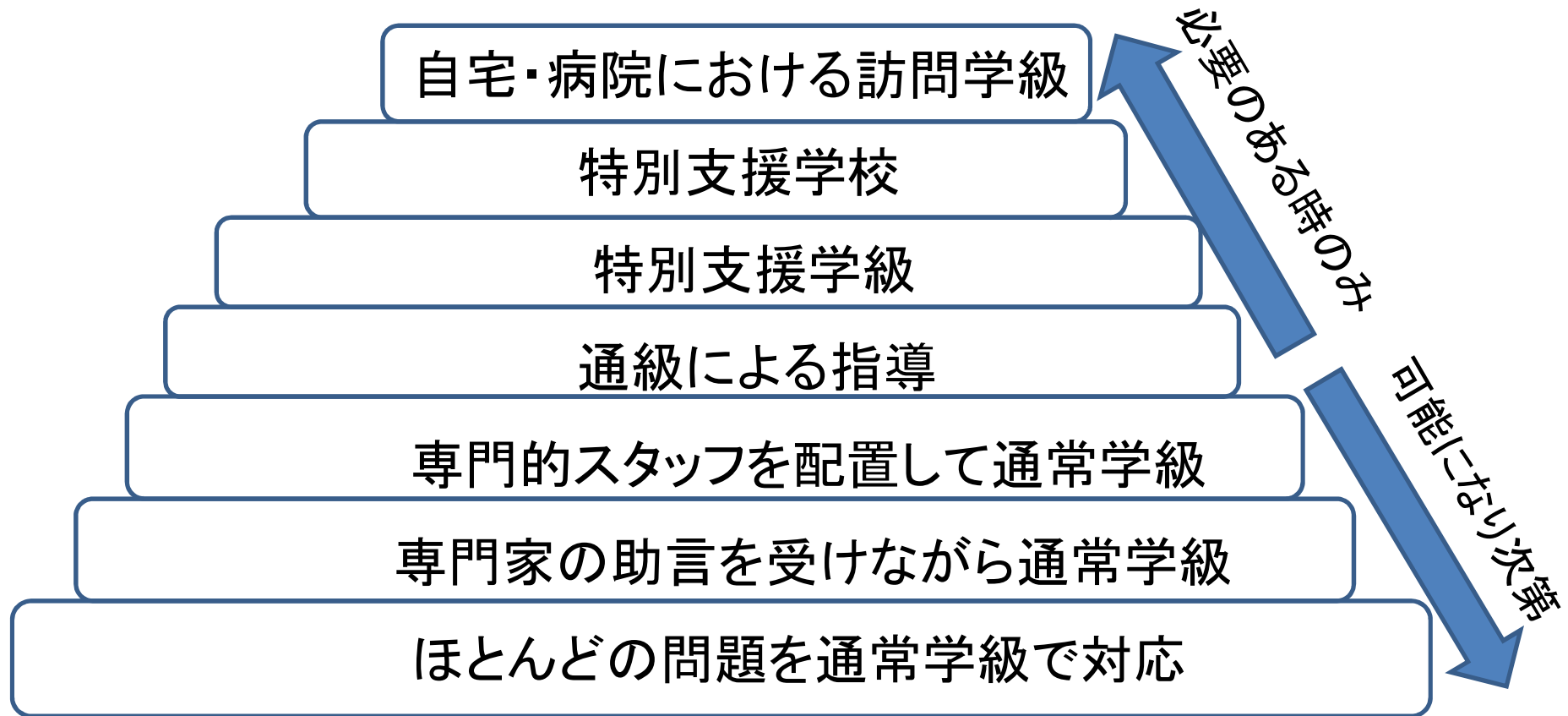
特別支援教育の発展が必要

インクルーシブ教育システムとは

教育においては、平成24年7月23日に中央教育審議会初等中等教育分科会より出された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」(報告)が、最終結論と考えてよい。

- ◆ 誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である「共生社会」の形成
- ◆ 上記(報告)では、障害者の権利に関する条約第24条によればとして、以下のように記載されている。
- ◆ 『インクルーシブ教育システム (inclusive education system 包容する教育制度) とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(「**教育制度一般**」) から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が、提供される等が必要とされている。』

連続性のある「多様な学びの場」



多様な学びの場を用意するとともに、きめ細かく子どもの教育的ニーズに応じられるような連続性のある対応を工夫することが求められている

◆障害者差別解消法の内容

差別を解消するための措置

差別的取扱の禁止

国・地方公共団体・・・法的義務
民間事業者・・・・・・・・法的義務

合理的配慮の不提供の禁止

(障害者から意思表示があった場合)

国・地方公共団体・・・法的義務
民間事業者・・・・・・・・努力義務

※ 個人同士、個人の思想のレベルの問題は、啓発により解消していく。

※ 「雇用」の分野については、改正障害者雇用促進法による。

そのための具体的対応として、

◆ 国(内閣府)は、差別解消のための「基本方針」を策定

◆ 国、地方公共団体は、「対応要領」を策定

◆ 国(各省庁)は、民間事業者が従うべき「対応指針」を策定

障害者施策に関する国の動向(3)

- (9) 平成27年2月：政府としての基本方針の策定
- (10) 平成27年11月：文部科学省所管事業分野の「対応指針」の策定
(告示：平成27年度文部科学省告示180号)
- (11) 平成27年12月：文部科学省における取組に関する
「対応要領」の策定
- (12) 平成28年4月：「障害を理由とする差別の解消の推進に
関する法律（障害者差別解消法）」の施行
○差別の禁止 ○合理的配慮提供の法的義務 → 事業所は努力義務

(※参考：千葉県・千葉県教委)

- ①平成18年10月：「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」
(19年7月施行)
- ②平成28年3月：「千葉県教育委員会職員対応要領」の策定
- ③平成28年3月：「公立学校における障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供義務について」(通知)

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する 千葉県教育委員会職員対応要領の策定について」(通知)

教総第1305号・教職第1045号(平成28年3月30日)

教総第1305号
教職第1045号
平成28年3月30日

本庁の各課長
様
各教育機関の長

教 育 長

障害を理由とする差別の解消の推進に関する千葉県教育委員会職員
対応要領の策定について(通知)

このことについて、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下、「法」という。)附則第4条第1項の規定に基づき、同法第10条に規定の例により、別添のとおり「障害を理由とする差別の解消の推進に関する千葉県教育委員会職員対応要領」を策定しましたので、通知します。

この要領は、千葉県教育委員会に属する職員が事務・事業等を行うに当たり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止や障害者に対する合理的配慮の提供について、遵守すべき事項を定めたものです。

所属長におかれては、その趣旨を十分御理解いただき、所属において適切な対応が図られるよう、職員への周知をお願いします。

(懲戒処分等) 第5条

職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、若しくは、合理的配慮の不提供をした場合、その具体的態様(状態・様子・内容)等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分その他の措置に付されることがある。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する 千葉県教育委員会職員対応要領の策定について」(通知)

教総第1305号・教職第1045号(平成28年3月30日)

教総第1305号

教職第1045号

平成28年3月30日

本庁の各課長

様

各教育機関の長

教 育 長

障害を理由とする差別の解消の推進に関する千葉県教育委員会職員
対応要領の策定について(通知)

このことについて、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成27年法律第65号。以下、「法」という。)附則第4条第1項の規定に基づき、同法第10条第1項の規定の例により、別添のとおり「障害を理由とする差別の解消の推進に関する千葉県教育委員会職員対応要領」を策定しましたので、通知します。

この要領は、千葉県教育委員会に属する職員が事務・事業等を行うに当たり、職員の権利利益を侵害することとならないよう、障害を理由とした不当な差別的取組の禁止や障害者に対する合理的配慮の提供について、遵守すべき事項を定めたものである。所属長におかれては、その趣旨を十分御理解いただき、所属において適切な取組が図られるよう、職員への周知をお願いします。

(所属長等管理監督者の責務) 第4条

- 第4条 所属長等管理監督者は・・・
- 一 ・・・差別の解消に関し、その監督する職員の**注意を喚起し**・・・
 - 二 ・・・合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、**迅速に状況を確認**・・・
 - 三 ・・・職員に対して、・・・合理的配慮の提供を**適切に行うよう指導**すること。
- 2 所属長等管理監督者は、
・・・差別に関する問題が生じた場合には、**迅速かつ適切に対処**

【Q&A】

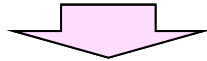
(Q)

障害のある子供の就学について、最終決定は保護者が行う。

[YES] OR [NO]

就学の仕組みの変更

学校教育法施行令の改正（平成25年9月1日施行）



県心身障害児就学指導委員会規則廃止。新たに県教育支援委員会規則を制定。
（平成26年度より）

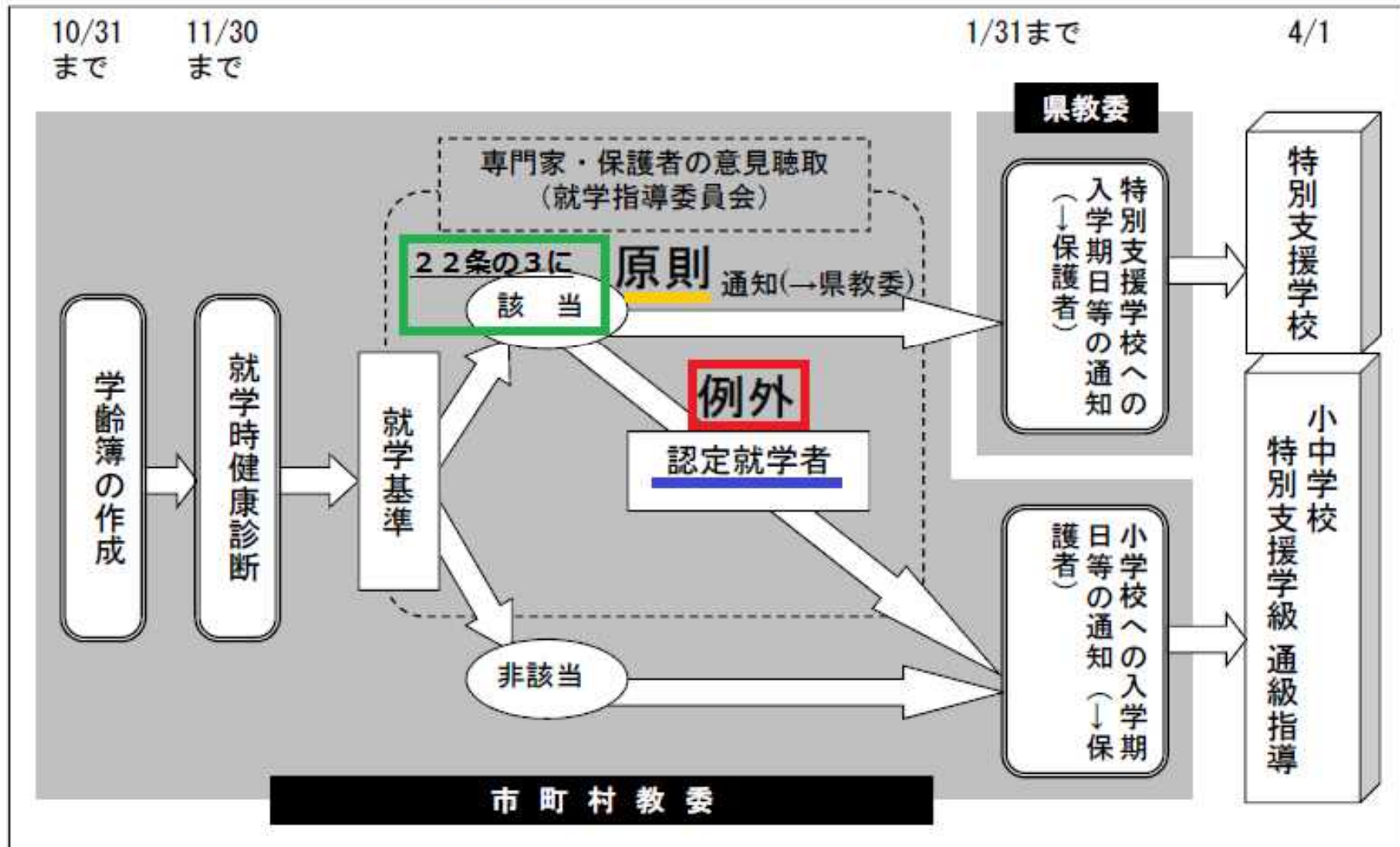
○改正の趣旨

自立と社会参加を見据えて、個別の教育的ニーズに最も的確に
応える指導を提供！ →「特性を踏まえた十分な教育を提供」

- ・従来の就学先決定の仕組みを改め、総合的な観点から、市町村教育委員会が就学先を判断・決定 → 「認定特別支援学校就学者」として → 県教委へ
- ・本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について、合意形成を行うことを原則
- ・早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、一貫した支援について助言を行う⇒教育支援委員会(仮称)といった名称が適当

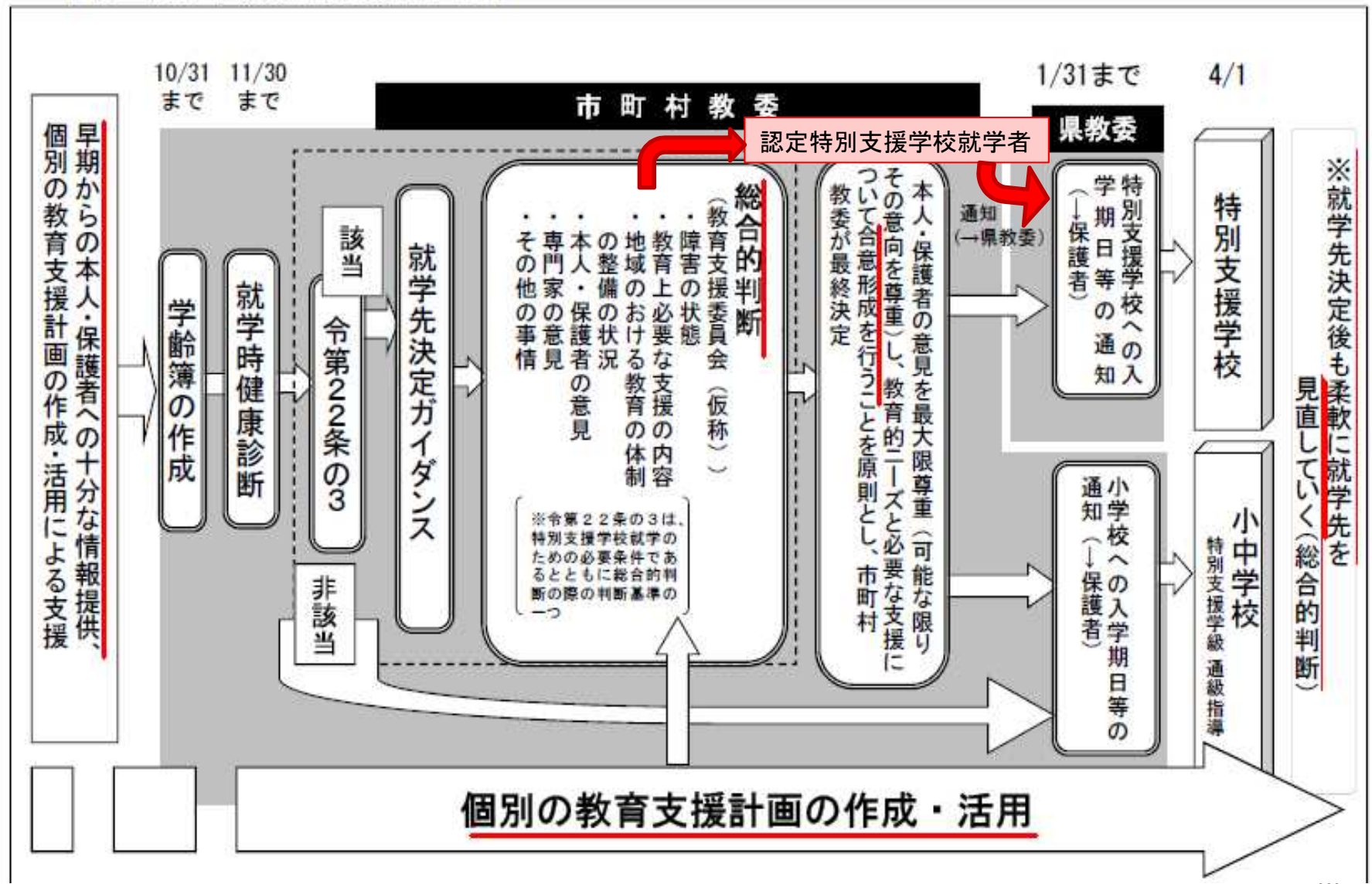
【参考資料】

【改正前(学校教育法施行令)】



障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）

【改正後（学校教育法施行令）】



(視覚障害者等の障害の程度)
(障害の判断)

特別支援学校

学校教育法第72条 (特別支援学校)
学校教育法施行令第22条の3

小中学校に
おける教育
特別支援学級
通級による指導

学校教育法 第81条 (特別支援学級)
学校教育法施行規則 第140条 (通級による指導)
障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について
(通知) 平成25年10月4日 25文科初第756号

解
説
書

教育支援資料 平成25年10月
県立特別支援学校就学事務手続等資料 平成28年5月

○学校教育法施行令(第二十二條の三)

法第七十五條の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもので、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの 二 知的発達に遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」(通知) 25文科初第756号 (平成25年10月4日)

25文科初第756号
平成25年10月4日

学校教育法施行令22条の3に該当 + 市町村教委の総合的判断

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

「特別支援学級」、
「通級による指導」に
該当する児童生徒の
①障害の種類、
②障害の程度、
③留意事項、を明示

障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)

「就学指導委員会」から、
「教育支援委員会」へ
の名称変更

中央教育審議会初等中等教育分科会(平成24年7月)における提言等を踏まえた、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(平成25年9月1日付け25文科初第756号)の発布について、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定校
管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体
及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、下記について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は
援助をお願いします。

第1 障害のある児童生徒等の就学先の決定

- 1 障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方
 - 2 特別支援学校への就学
 - 3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学
- (1) 特別支援学級
(2) 通級による指導

第2 早期からの一貫した支援について

- 1 教育相談体制の整備
- 2 個別の教育支援計画等の作成
- 3 就学先等の見直し
- 4 教育支援委員会(仮称)